

# Bridger Insight XG Service® with World Compliance Data 利用約款

2024年10月1日改定

## 第1章 総則

### 第1条（用語の定義）

本約款で使用する用語の定義は、本約款の各条項で定めるほか、次に掲げるとおりとします。

- (1) 本約款  
この「Bridger Insight XG Service® with World Compliance Data 利用約款」をいい、別記を含みます。
- (2) 本則  
本約款の別記を除いた部分をいいます。
- (3) OSA  
本約款の別記「オンラインサービス規定」をいいます。
- (4) DLA  
本約款の別記「データライセンス規定」をいいます。
- (5) 利用契約  
本サービス等の利用許諾に関する契約をいいます。
- (6) 当社  
株式会社東京商工リサーチをいいます。
- (7) LN  
米国ミネソタ州にある Lexis Nexis Risk Solutions FL Inc.をいいます。
- (8) 利用者  
当社との間で利用契約が成立している者をいいます。
- (9) 本サービス  
当社が利用者に割り当てた ID を使用して当社所定のウェブサイトログインすることにより利用することができるサービスをいい、当該サービスを通じて提供される本データは含みません。
- (10) 本データ  
本サービスを通じて当社が利用者に利用許諾をする企業に関する情報等の商品（当社が第三者から許諾を受けて利用許諾をする当該第三者の商品を含みます）の全部又は一部をいいます。
- (11) 本サービス等  
本サービス又は本データをいいます。
- (12) 複製等  
複製（ダウンロード、アップロードその他の方法による電磁的な複製を含みます）、翻訳、編集、結合、加工、転載その他これらに類する行為をいいます。
- (13) 派生データ  
DLA 第3条の定めにより本データを用いて利用者が作成したものをいいます。

す。

(14) 情報主体

本データに収録された者（法人又は個人等の別を問いません）をいいます。

(15) 原権利者

LN 又は LN が第三者から許諾を受けて当社に本サービス等の利用許諾権を付与した場合における当該第三者をいいます。

(16) 当社のウェブサイト

<https://www.tsr-net.co.jp/>及びその下位のディレクトリ並びにその後継となる他のドメインのウェブサイト又は本サービスのウェブサイトをいいます。

## 第 2 条（適用範囲）

- 1 本約款は、当社が利用者に対し、LN から許諾を受けて本サービス等の利用許諾をするにあたり、必要な事項を定めるものです。利用契約は、本約款の定めにより、その内容が規律されるものとしします。
- 2 本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとしします。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約の申込みに応じることがあります。当社が特約に応じた場合、その内容は利用契約に含まれません。

## 第 3 条（約款の変更）

- 1 当社は、本約款を変更することができるものとしします。本約款を変更する場合は、本約款を変更する旨、変更後の約款の内容及び変更後の約款の効力発生時期を、当社のウェブサイトを利用者が知り得る状態に置き又は利用者に通知します。
- 2 前項の規定により本約款を変更した場合は、利用契約の成立時期にかかわらず（変更後の約款の効力発生時期よりも前に成立した利用契約を含みます）、最新版の約款を適用するものとしします。
- 3 利用者が変更後の約款の効力発生時期以降に本サービス等を利用した場合、当社は、利用者が変更後の約款に同意したものとみなすことができるものとしします。

## 第 2 章 利用契約の成立等

### 第 4 条（申込み）

利用契約の申込みは、当社所定の方法によるものとしします。

### 第 5 条（審査）

- 1 利用契約の申込みがあった場合、当社は、当該申込みに関わる審査をすることができるものとしします。なお、当社は、当該申込みをした者（以下「申込者」といいます）に対し、審査基準の開示をする義務を負いません。
- 2 当社は、審査の結果、利用契約の申込みを承諾しないことができるものとしします。承諾しない場合は、その旨を、申込者に対して通知しますが、理由を開示する義務を負いません。

## 第 6 条（利用契約の成立）

利用契約は、当社が申込者に対し、本サービスを利用するための ID 及びパスワードが記載又は記録された書面又は電磁的記録（以下「利用開始通知書等」といいます）を交付又は提供した時に成立するものとします。

## 第 3 章 本サービス等の提供

### 第 7 条（本サービスの提供）

当社は、利用者に対し、利用契約の定めるところにより、本サービスを提供します。

### 第 8 条（本データの提供）

- 1 本データは、原則として、利用者が本サービスにログインの上、自ら操作をすることにより、当社によって送信可能化された本データが本サービスのウェブサイトに表示される方法により提供します。その場合、利用者からの求めに応じて自動的に送信された時をもって本データの提供は完了とします。
- 2 例外的に、前項で定める方法以外で本データの提供をする場合、当該本データの提供時期、提供手段、提供形式その他提供に必要な事項は、利用契約若しくは説明書等の付属資料に記載若しくは記録又は本サービスのウェブサイトで表示します。その場合、当該本データの提供は、当社が利用者による利用が可能な状態に置いた時をもって完了とします。

### 第 9 条（当社による第三者への委託）

当社は、利用者对本サービス等を提供するために必要な業務の全部又は一部を、利用者の承諾を得ることなく、第三者に委託（数次にわたって委託することを含みます）することができるものとします。その場合、委託した業務に関する委託先の行為には、当社が利用契約で定める範囲内において、利用者に対する責任を負います。

### 第 10 条（原権利者等に対する契約情報の提供）

- 1 当社は、原権利者と当社の合意により当社が契約情報を提供しなければならない者に対し、利用契約に関する契約情報の提供をすることができるものとします。なお、契約情報の提供には、利用契約の成立前に、利用契約の申込みに関する情報の提供をすることを含みます。申込者は、これを了承して利用契約の申込みをするものとします。
- 2 契約情報には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」といいます）第 2 条第 1 項で定義される個人情報（以下「個人情報」といいます）が含まれます。個人情報保護法その他の法令（申込者又は利用者に適用される外国の法令を含みます）の定めにより当該個人情報によって識別される本人から第三者提供に関する同意を得る必要がある場合は、申込者又は利用者の責任と負担により取得するものとします。

## 第 4 章 本サービス等の利用許諾等

### 第 11 条（利用許諾）

- 1 当社は、利用者に対し、利用契約の定めるところにより、本サービス等の利用を許諾し

ます。

- 2 前項の規定による本サービス等の利用許諾は非独占的なものであり、当社又は LN は、利用者の承諾を得ることなく、第三者に対しても本サービス等の利用許諾をすることができるものとします。

## 第 12 条（著作権等）

- 1 本サービス等に著作権及びその他の知的財産権（以下「著作権等」といいます）が存在する場合、当該著作権等は、当社又は原権利者に帰属します。
- 2 利用契約は、当社が利用者に対し、利用契約で定める本サービス等を利用する権利の範囲を超えて、本サービス等の著作権等を譲渡し、貸し付け、担保に供するなど処分するものではありません。

## 第 13 条（利用期間）

- 1 利用者が本サービスを利用することができる期間（以下「本サービスの利用期間」といいます）は、利用開始通知書等に記載又は記録された利用開始日に開始し、次の各号のいずれかに該当したときをもって終了します。
  - (1) 利用開始日から 1 年を経過する日（ただし、次条の規定により本サービスの利用期間を延長した場合は当該延長期間の末日）が満了したとき。
  - (2) 第 29 条の規定により利用契約が解約となったとき。
  - (3) 第 30 条又は第 36 条の規定により利用契約が解除となったとき。
  - (4) 前 3 号で規定するほか利用契約が解約又は解除となったとき。
- 2 利用者が本データを利用することができる期間は、当社から本データの提供を受けたときに開始し、次の各号のいずれかに該当したときをもって終了します。ただし、本データの提供を受けることができる期間及び本サービス上で本データを利用することができる期間は、本サービスの利用期間内に限ります。
  - (1) 第 29 条の規定により利用契約が解約となったとき。
  - (2) 第 30 条又は第 36 条の規定により利用契約が解除となったとき。
  - (3) 前 2 号で規定するほか利用契約が解約又は解除となったとき。
- 3 利用者が本サービスの利用期間終了後に本データを利用するためには、本サービスの利用期間内に本データの提供を受け、利用者自身でダウンロード又はエクスポート等を行い、利用者のコンピュータ等において保存する必要があります。利用者のコンピュータ等において保存していない本データが本サービスの利用期間終了後に利用できなくなっても、当社は、一切の責任を負いません。

## 第 14 条（本サービスの利用期間の延長手続）

- 1 利用者は、本サービスの利用期間の延長を希望する場合には、本サービスの利用期間満了日の 10 日（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定める休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 4 日までは日数計算から除外します）前までに当社に申し出るものとします。なお、その後の本サービスの利用期間満了時においても同様とします。
- 2 前項で規定する申し出があった場合、検索想定件数の再設定及び第 19 条で規定する延長利用料金の見積りを行い、当社及び利用者が合意に至った場合に限り本サービスの利用期間は延長されます。

#### 第 15 条（オンラインサービス規定の適用）

利用者による本サービスの利用条件は、本則のほか、OSA の定めによるものとします。

#### 第 16 条（データライセンス規定の適用）

利用者による本データの利用条件は、本則のほか、DLA の定めによるものとします。

### 第 5 章 利用料金等

#### 第 17 条（利用料金）

利用者は、当社に対し、本サービス等の利用許諾を受けることの対価（以下「利用料金」といいます）として、利用契約で定める金額を支払うものとします。

#### 第 18 条（超過利用料金）

- 1 利用者は、利用契約で定めた検索想定件数を超過した場合には、当社に対し、超過分の利用料金（以下「超過利用料金」といいます）を支払うものとします。
- 2 前項で規定する検索想定件数の超過を判断するため、利用者は、当社に対し、検索件数を正確に申告するものとします。

#### 第 19 条（延長利用料金）

利用者は、第 14 条の規定により本サービスの利用期間を延長する場合には、当社に対し、延長期間分の利用料金（以下「延長利用料金」といいます）を支払うものとします。

#### 第 20 条（消費税等）

利用料金、超過利用料金及び延長利用料金（以下「利用料金等」といいます）には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます）を含みません。利用者は、当社に対し、利用料金に消費税等相当額を加算して支払うものとします。

#### 第 21 条（請求）

- 1 当社は、利用者に対し、TSR\_WEB 帳票サービスにより利用料金等を請求します。請求の時期は、次に記載のとおりとします。なお、TSR\_WEB 帳票サービスの利用には別途の申込みが必要です。
  - (1) 利用料金は、利用契約の成立後に請求します。
  - (2) 超過利用料金は、利用契約の終了時又は本サービスの利用期間の延長時に請求します。
  - (3) 延長利用料金は、本サービスの利用期間の延長時に請求します。
- 2 利用者は、利用契約の申込み後、速やかに TSR\_WEB 帳票サービスの申込みをするものとします。ただし、利用契約の申込みの時点で既に TSR\_WEB 帳票サービスの申込みが完了している場合は除きます。
- 3 利用者が TSR\_WEB 帳票サービスの申込みを完了していない場合、当社は、本サービス等の提供の留保をすることができるものとします。これにより利用者に損害が生じて、当社は、利用者に対し、一切の責任を負いません。
- 4 前各項の規定は、当社及び利用者の間で、紙請求書により利用料金等の請求をすることについて合意がある場合には適用しません。

- 5 紙請求書を発行する場合、当社は、利用者に対し、当社の定めるところにより手数料を請求することができるものとします。

## 第 22 条（支払方法及び支払期限）

- 1 利用料金等の支払方法は、当社が別途指定する銀行口座への振込みとします。なお、振込手数料は、利用者が負担するものとします。
- 2 利用料金等の支払期限は、TSR\_WEB 帳票サービスの利用条件である「TSR\_WEB 帳票サービス利用規約」において電子請求書が利用者へ到達したとみなされる日（ただし、紙請求書を発行する場合は利用者の紙請求書の受領日）の翌月末日とします。ただし、支払期限の日が銀行の休業日に当たる場合は、その直前の営業日までに支払うものとします。

## 第 23 条（利用相当損害金）

- 1 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該利用者に対し、利用相当損害金（本データを正当な権利なく利用したことに対する割増利用料金の性質を有する金銭をいいます。以下同じ）を請求することができるものとします。
  - (1) 第 31 条第 1 項で規定する消去廃棄期間を超えて本データの全部又は一部を保有しているとき（利用の有無は問いません）又は消去廃棄期間内に本データを利用したとき。
  - (2) 本データの全部又は一部を第三者に開示したとき又は第三者が利用可能な状態に置いたとき（例えば、送信可能化した場合など）。
- 2 利用相当損害金の額は、次に掲げるとおりとします。
  - (1) 前項第 1 号の利用相当損害金は、次の計算式により算出します。なお、計算結果に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下第一位を四捨五入します。  
<計算式>  
$$[\text{利用相当損害金}] = [\text{利用相当損害金が発生した本サービスの利用期間に適用される定価の利用料金又は延長利用料金（当該本サービスの利用期間に超過利用料金が発生している場合はその額を含みます）}] \times 2 \times [\text{本データを利用する権利を喪失した日から消去及び廃棄日までの日数} / 365]$$
  - (2) 前項第 2 号の利用相当損害金は、正当な権利なく本データの開示を受けた者 1 人（DLA 第 1 条で定める本データを利用することができる者を基準としてカウントします）につき、利用相当損害金が発生した本サービスの利用期間に適用される定価の利用料金又は延長利用料金の 2 倍に相当する額とします。ただし、本データを第三者が利用可能な状態に置いた場合において当該本データの開示を受けた者が 3 人に満たない場合は、3 人が開示を受けたものとして計算します。
- 3 利用相当損害金には消費税等を含みません。利用者は、当社に対し、利用相当損害金に消費税等相当額を加算して支払うものとします。
- 4 利用者は、当社から利用相当損害金を請求された場合には、当社の指示に従って、これを支払わなければなりません。
- 5 第 1 項各号に該当する行為は利用契約に違反するものであり、前各項の規定は、当該違反行為により当社に生じた損害のうち、当社が利用相当損害金として支払を受けた額を

超える部分について、利用者の責任を免除するものではありません。当社は、利用者が第1項各号のいずれかに該当したことにより損害が生じた場合において、その損害の額が利用相当損害金として支払を受けた額を超えるときは、利用者に対し、当該超過額の損害賠償請求をすることができるものとします。

- 6 利用相当損害金の請求及び支払は、その原因となった行為を理由とした当社による契約解除を制限しません。また、当社による契約解除は、その原因となった行為について利用相当損害金の請求を制限しません。
- 7 当社は、実情を考慮し、当社の裁量により、利用相当損害金の全部又は一部について、減免又は支払の猶予をすることがあります。

#### 第24条（利用料金等の返金等）

- 1 当社は、理由の如何にかかわらず、利用者に対し、利用料金等の全部又は一部の返金又は支払の免除をしません（利用契約の成立後、本サービス等の提供前に利用者が解約する場合を含み、これに限りません）。
- 2 前項の規定にかかわらず、本サービスの利用期間内に次の各号のいずれかに該当したときは、利用料金等を365で除して得た額を1日あたりの利用料金として、本サービスの利用期間のうち利用者が本サービス等を利用することができなかつた日数に相当する利用料金等につき、既に受領している利用料金等を返金し、又は未受領の利用料金等の支払を求めないものとします。
  - (1) 第29条の規定により当社が利用契約を解約したとき（利用者による解約は含みません）。
  - (2) 当社の責に帰すべき事由により利用者が法律の規定に基づき利用契約を解除したとき。
  - (3) 第36条で規定する不可抗力により当社が利用契約を解除したとき。
- 3 前項の規定にかかわらず、利用相当損害金は、理由の如何にかかわらず返金又は減免の対象にはなりません。

### 第6章 事件・事故への対応等

#### 第25条（本サービス等の利用停止等）

- 1 当社は、利用者による本サービス等の利用が利用契約に違反している又はその疑いがある場合には、利用者に対し理由を示した上で、利用者に対する本サービス等の提供又は利用者による本サービス等の利用を停止することができるものとします。利用者は、当社から本サービス等の利用停止を求められたときは、それに従わなければなりません。
- 2 当社は、利用者の信用状態により、本データの提供を制限することができるものとします。
- 3 当社は、やむを得ない事情により当社が必要と判断した場合には、利用者に対し、本データの交換、内容の修正又は一部の消去若しくは利用中止を求めることができるものとします。その場合、利用者は、直ちに本データの交換、内容の修正又は一部の消去若しくは利用中止をしなければなりません。
- 4 当社は、前3項の規定により利用者に対する本サービス等の提供若しくは利用者による本サービス等の利用を停止し、本データの交換、内容の修正若しくは一部の消去を求め、又は利用中止を求めたことで利用者に対し損害が生じても、利用者に対し、一切の責任を負

いません。

#### 第 26 条（利用状況の確認）

当社は、利用者による本サービス等の利用が利用契約に違反している又はその疑いがある場合には、相当な事前の通知をすることにより、利用者の営業時間内に、利用者が本サービス等を利用している場所に立ち入り、利用者の責任者の立会いの下で本サービス等の利用状況を確認することができるものとし、利用者は、これに協力するものとし、

#### 第 27 条（法令の定めに基づき開示を命じられた場合）

利用者は、本サービス等の全部又は一部について、公的機関から法令の定めに基づき開示を命じられた場合には、その旨を直ちに当社に連絡の上、当社の指示に従うものとし、その指示が適法である限り異議を述べないものとします。

#### 第 28 条（権利侵害への対応等）

- 1 利用者は、本サービス等の利用が利用契約に違反している又はその疑いがあることが判明した場合には、直ちに当社に連絡をし、自己の責任と負担により当社の損害を最小限に抑えるために必要な措置を講じなければなりません。また、当社の指示があるときには、それに従って対応しなければなりません。
- 2 利用者は、第三者が本サービス等に関わる著作権等その他当社の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為をしていることを発見した場合には、直ちに当社に連絡をし、その第三者に対する当社の権利行使に協力するものとします。
- 3 利用者は、第三者から本サービス等に関して著作権等の侵害等の主張がされた場合には、当社に対する情報提供など当該紛争の解決に協力するものとします。

### 第 7 章 解約・契約解除等

#### 第 29 条（自己都合解約）

- 1 当社又は利用者は、相手方に対し、書面をもって通知することにより、自己の都合で利用契約を解約することができるものとします。なお、第 13 条第 1 項第 1 号で規定する本サービスの利用期間満了と利用契約の解約は異なります。利用契約を解約された場合は、本サービスのみならず解約時に取得済みの本データも利用することができなくなります。
- 2 前項の規定にかかわらず、本サービスの利用期間内である場合、利用者による解約は、利用者が本サービス等を利用することができる最後の日を月末の日とする解約に限るものとし、月の途中で解約することはできないものとします。

#### 第 30 条（利用契約の解除）

- 1 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
  - (1) 支払の停止（1 回のみの手形又は小切手の不渡りを含みます）があったとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - (2) 破産手続開始の決定を受けたとき又は特別清算の申立てをしたとき。



- (3) 差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立て又は租税滞納処分を受けたとき。
  - (4) 支払猶予の申出（利用契約に基づく支払に限られません）、その他支払が困難と認められる事由が生じたとき。
  - (5) 監督官庁から営業停止処分、営業許可の取消処分等を受けたとき。
  - (6) 事業を停止し、相当な期間内の再開が見込めないとき。
  - (7) 合併によらないで解散の決議をしたとき。
  - (8) 申込書又はこれに代わる電磁的記録等の記載又は記録事項に虚偽の記載又は記録がされていたとき。
  - (9) 利用契約に違反（当該違反の程度が軽微である場合を含みます）したとき又はそのおそれがあるときで相当な期間を設けて改善を求めても是正されないととき若しくは是正される見込みがないとき。
  - (10) 当社若しくは当社の関係者の名誉、信用を失墜させたとき又は当社若しくは当社の関係者に重大な損害若しくは危害を及ぼしたとき。
  - (11) その他前各号に類するような利用契約を継続し難い重大な事由が生じたとき。
- 2 当社は、前項の規定により利用契約を解除したことで利用者に損害が生じても、利用者に対し、その損害賠償責任を負いません。
  - 3 前2項の規定は、当社から利用者に対する当該契約解除に起因した損害賠償請求を制限するものではありません。

### 第31条（利用契約終了時等の措置）

- 1 利用者は、利用契約の解約又は解除等により本サービス等を利用する正当な権利を有しなくなった場合には、直ちに本サービス等の利用を中止し、正当な権利を有しなくなった日から起算して10日以内に（以下、この期間を「消去廃棄期間」といいます）本データの消去又は廃棄をしなければならないものとします。なお、疑義を避けるために次に掲げる事項を確認します。
  - (1) 本データと利用者のオリジナルデータが結合したことにより本データのみでの消去又は廃棄が不可能となった場合は、本データと利用者のオリジナルデータの全体が消去又は廃棄の対象になります。
  - (2) 本データが成果を生み出すための材料になっている場合は、当該成果及び中間生成物の全てが派生データとなり、消去又は廃棄の対象になります。
- 2 前項で規定するほか、利用者は、当社から提供された本サービス等に関する説明書等がある場合には、消去廃棄期間内に消去又は廃棄するものとします。ただし、当社からの貸与品で返却を要するときは、この限りではありません。
- 3 本データが記載された書面及び本データを利用したコンピュータのハードディスク等を廃棄する場合は、利用者の責任と負担により、これを細断、溶解若しくは自家焼却又はデータ消去ソフトの使用など再利用できない状態にするものとします。
- 4 利用者は、当社から求められた場合には、当社に対し、遅滞なく前3項で規定する消去及び廃棄を適正に行った旨が記載された証明書（以下「消去廃棄証明書」といいます）を提出するものとします。なお、消去廃棄証明書が提出されない場合には、当社は、前3項で規定する消去及び廃棄が行われていないとみなすことができるものとします。
- 5 消去及び廃棄並びに消去廃棄証明書の発行に必要な費用は、利用者が負担するものとします。
- 6 当社は、利用者が第1項から第3項の規定により本データ又は説明書等の消去又は廃棄

- をしたことで利用者の所有物又は電磁的記録が失われても、一切の責任を負いません。
- 7 利用者は、第1項から第3項の履行が不可能になる本データ又は説明書等の利用をしてはなりません。

## 第8章 損害賠償請求等

### 第32条（損害賠償）

当社は、利用者が利用契約に違反したことにより損害を被った場合には、利用者に対し、その損害賠償請求をすることができるものとします。

### 第33条（違約金）

- 1 当社は、利用者が本データの全部又は一部を紛失し、又は盗難に遭った場合には、利用者に対し、違約金を請求することができるものとします。
- 2 違約金の額は、違約金が発生した本サービスの利用期間に適用される定価の利用料金又は延長利用料金（当該本サービスの利用期間に超過利用料金が発生している場合はその額を含みます）に相当する額とします。
- 3 利用者は、第1項の規定に該当したことにより当社から違約金を請求された場合には、当社の指示に従って、これを支払わなければなりません。
- 4 前各項の規定は、利用者が本データの全部又は一部を紛失し、又は盗難に遭ったことにより当社に生じた損害のうち、当社が違約金として支払を受けた額を超える部分について、利用者の責任を免除するものではありません。当社は、利用者が本データの全部又は一部を紛失し、又は盗難に遭ったことにより損害が生じた場合において、その損害の額が違約金として支払を受けた額を超えるときは、利用者に対し、当該超過額の損害賠償請求をすることができるものとします。
- 5 当社は、実情を考慮し、当社の裁量により、違約金の全部又は一部について、減免又は支払の猶予をすることがあります。

### 第34条（遅延損害金）

当社は、利用契約に基づく利用者の当社に対する金銭の支払が所定の期限よりも遅延した場合には、利用者に対し、日歩4銭の遅延損害金を請求することができるものとします。

### 第35条（免責）

- 1 当社は、本サービス等の利用により利用者又は第三者に損害が生じた場合でも、利用者に対し、損害賠償責任、契約不適合責任その他一切の責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失に起因するときは除きます。
- 2 当社は、前項ただし書きの規定による責任を、利用者が当社に対し、本サービスに関することは損害等が発生した日から1年を経過する日までに、本データに関することは本データの提供日から1年を経過する日までに、損害等が発生したことを通知した場合に限り負うものとします。また、当社が負担する損害賠償額の上限は、債務不履行、不法行為その他請求原因及び請求個数にかかわらず、当該通知日の前1年以内に当社が受領した当該損害等に関わる利用契約の利用料金に相当する額とします。
- 3 当社は、本データの交換その他これらに類する利用者の求めには応じません。ただし、

当社の責に帰すべき事由がある場合は除きます。

- 4 原権利者は、利用者に対し、本サービス等に関する一切の責任を負いません。

## 第9章 一般条項

### 第36条（不可抗力）

- 1 当社は、本サービスの利用開始前又は本サービスの利用期間内に天災地変、火災、爆発、停電、通信網の遮断、輸送機関の事故、戦争、内乱、騒乱、暴動、労働争議、核燃料物質による事故、感染症のまん延、公権力による処分・命令、法令の制定・改廃その他の不可抗力（以下「不可抗力」といいます）が生じた場合には、本サービスの利用開始日の延期、利用の中断、利用条件の変更、利用の中止又はその他の必要な措置を講じることができるものとします。これにより利用者に損害が生じても、利用者に対し、一切の責任を負いません。
- 2 当社は、本データの提供前に不可抗力が生じた場合には、本データの提供の延期、提供若しくは利用条件の変更、利用契約の解除又はその他の必要な措置を講じることができるものとします。これにより利用者に損害が生じても、利用者に対し、一切の責任を負いません。ただし、第24条第2項の規定による利用料金の返金等は除きます。
- 3 利用者は、本データの提供後に行われる法令の制定・改廃等に伴い、当社が本データの利用許諾に関して適法性を確保するための措置を講じる必要がある場合には、当該措置に従うものとし、これにより利用者に損害が生じても、当社は、利用者に対し、一切の責任を負いません。
- 4 本データの提供後に生じる不可抗力によって利用者が本データを利用することができなくなった場合には、その危険負担は利用者が負うものとします。

### 第37条（期限の利益の喪失）

利用者は、第30条第1項各号のいずれかに該当した場合には、利用契約が解除されるか否かにかかわらず、当社に対する全ての金銭債務について期限の利益を喪失し、直ちに支払わなければならないものとします。

### 第38条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社又は利用者は、自己又はその役員、顧問・相談役・執行役員等の役員に類する者若しくは経営を実質的に支配する者（以下「役員等」といいます）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに類する者（以下「反社会的勢力」といいます）でないことを、相手方に対して表明し、確約するものとします。
- 2 当社又は利用者は、自己又はその役員等が反社会的勢力を利用したり資金を提供又は便宜を供与したりするなど、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係又はその他の密接な関係を有しないことを、相手方に対して表明し、確約するものとします。
- 3 当社又は利用者は、自ら又は第三者を利用して次に掲げる行為をしないことを、相手方に対して確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に類する行為
- 4 当社又は利用者は、自己の使用人及び取引先が反社会的勢力でないことを確認するように努めるものとし、万が一、反社会的勢力であることが判明した場合には、直ちに契約解除等の適切な措置を講じることを、相手方に対して確約するものとします。

#### 第 39 条（分離可能性）

- 1 本約款のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本約款の残りの部分は、引続き有効かつ執行力を有します。当社及び利用者は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本約款に拘束されることに同意します。
- 2 本約款のいずれかの条項又はその一部が、特定の利用者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の利用者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

#### 第 40 条（権利義務の譲渡等）

- 1 利用者は、利用契約上の地位及びこれに基づく権利義務を、当社の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供するなど処分してはならないものとします。
- 2 当社は、利用契約に関わる事業を譲渡する場合には、利用者へ通知することにより、利用契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受会社に譲渡することができるものとし、利用者は、これを異議なく承諾するものとします。

#### 第 41 条（余後効）

本約款の各条項で個別に当該条項が利用契約の終了後も有効に存続すると規定している場合のほか、その他の各条項の性質上、利用契約の終了後においても当然に効力を有すると解すべきもの（例えば、第 23 条（利用相当損害金）、第 32 条（損害賠償）、第 35 条（免責）などをいい、これらに限りません）は、利用契約の終了後においても引続き有効に存続するものとします。

#### 第 42 条（準拠法）

利用契約は、日本国法を準拠法とし、日本国法に従って解釈されるものとします。

#### 第 43 条（合意管轄）

利用契約と関連して当社と利用者間で紛争が生じた場合には、利用者が第 4 条で規定する利用契約の申込みをした当社の本社、支社又は支店の所在地を管轄する高等裁判所所在地の地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所（裁判所による調停手続の管轄を含みます）とすることに合意します。

以上

(別記)

## オンラインサービス規定

### 第1条（本サービスを利用することができる者の範囲）

- 1 本サービスを利用することができる者の範囲は、次に掲げるとおりとします。
  - (1) 利用者に法人番号がある場合  
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項で定義されるものをいいます。以下同じ）によって識別される法人又は団体の範囲内で利用することができます。
  - (2) 利用者が法人番号のない団体の場合  
利用者が民法上の組合など法人番号がない団体の場合における本サービスを利用することができる者の範囲は、法人番号がある場合に準じます。なお、利用者は、その範囲に疑義があるときは、当社に確認するものとし、また、当社の指示に従うものとし、また、
  - (3) 利用者が個人の場合  
利用者本人に限り利用することができます。
- 2 利用者が法人又は団体の場合は、利用者の役員及び職員（利用者が責任を負う限りにおいて利用者に派遣される派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条で定義されるものをいいます）を利用者の職員に含めることができます。以下同じ）のうち必要最小限の者に限り、利用者のために本サービスの取扱いをさせることができます。ただし、利用者は、役員又は職員（役員又は職員であった者を含みます）の行為であることを理由として、当社に対する責任を免れることはできないものとし、また、

### 第2条（性質及び非保証）

- 1 本サービスは、当社が利用者に対し、現状有姿の内容及び機能で提供するものであり、次に掲げる事項を含む本サービスの仕様及び性能に関して、当社が利用者保証するものではなく、その他一切の品質保証をしません。
  - (1) バグ、中断又はエラーなく安定的に利用できること。
  - (2) 一定の品質、サービスレベル及びパフォーマンスを有すること。
  - (3) 利用者のハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他の設備機器等に悪影響を生じさせないこと。
- 2 利用者が本サービスにおいて利用者のデータ等の登録、保存等をする機能を利用する場合、利用者は、当該機能の利用にはデータ等の消失又は流出のリスクがあることを理解し、自らの判断と責任において利用するものとし、また、

### 第3条（ID及びパスワードの使用及び管理）

- 1 利用者は、本サービスを利用するためのID及びパスワードがある場合には、その使用及び管理に一切の責任を負うものとし、また、
- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにパスワードを変更するものとし、また、

- (1) 当社から仮パスワードが発行されたとき。
- (2) 当社から求められたとき。
- 3 利用者は、ID 又はパスワードの失念又は流出等（以下「流出等」といいます）をした場合又はその疑いがある場合には、直ちに当社に申し出をし、当社の指示に従うものとします。
- 4 当社は、利用者に対して発行した ID によりなされた行為（流出等の最中になされた行為を含みます）については、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、利用者によりなされたものとみなします。

#### 第 4 条（利用の制限）

本サービスは、利用者によるデータ等の検索又は取得を無制限に認めるものではありません。当社は、利用者によるデータ等の検索又は取得の件数に上限を設定することができるものとします。

#### 第 5 条（禁止事項）

利用者は、本サービスを利用するにあたり、次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 第三者に利用させること。
- (2) 本サービスの全部又は一部を改変すること。
- (3) 第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、当社から ID を使用する者として利用者の特定の部署等又は役員若しくは職員が指定されている場合において、当社から指定された以外の部署等又は役員若しくは職員に当該 ID を使用させること。
- (4) ボット、スパイダーその他コンピュータプログラムを使用しての自動的なデータの検索及び抽出等を行うこと。
- (5) 当社のコンピュータに対し、短時間に大量の情報を送信したり、有害なプログラムを含むデータを送信したりするなど、当社による本サービスの運営を支障させる行為又はそのおそれのある行為を行うこと。ただし、当社がバッチ処理の機能を提供している場合における当該機能の使用は除きます。
- (6) 利用者が必要な課金対象の情報を特定するために行った検索の結果である課金対象外の情報（情報取得候補として、通常、課金対象とはされず、かつ、見積書や価格表にも記載されない会社名や住所などの情報をいいます）を、コンピュータやその他の媒体に保管したり顧客データの整備などに再利用したりすること。
- (7) 本サービスを利用者の事業外の目的で利用すること。
- (8) 本サービスを第三者から受託した業務のため（例えば、第三者から受託したコンプライアンスチェック業務に必要な情報を検索するなど）に利用すること。
- (9) 日本国外で利用すること。
- (10) 本サービスを法令に違反する目的、公序良俗に反する目的又は第三者の権利を不当に侵害する目的で利用すること。
- (11) 利用者が使用するハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他一切の設備機器等が本サービスの利用に際して第三者の著作権等を侵害すること。
- (12) 前各号で規定するほか、利用者が本サービスを利用することにより当社の営業行為に悪影響を与え又は損害を生じさせること。

## 第6条（必要な設備機器等）

- 1 利用者は、本サービスを利用するために必要な当社が求める基準を満たすハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他一切の設備機器等を、自己の責任と負担により用意するものとします。
- 2 当社は、前項で規定する基準を随時変更することができるものとします。なお、利用者は、変更後の基準を満たすために必要なハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他一切の設備機器等を、自己の責任と負担により用意するものとします。
- 3 利用者は、本サービスを利用するにあたり必要なコンピュータウィルス対策、不正アクセス対策その他一切のコンピュータセキュリティ対策を、自己の責任と負担により行うものとします。
- 4 利用者は、本サービスを利用するために必要なソフトウェアのインストール作業、設定作業その他これらに類する一切の作業を、自己の責任と負担により行うものとします。
- 5 利用者は、本サービスを利用するための通信費、プロバイダ費用等を負担するものとします。

## 第7条（作業等の委託）

利用者は、本サービスを利用するために必要な作業を第三者に委託する場合には、事前に当社の書面による承諾を得なければなりません。

## 第8条（本サービスの一時的な中断等）

- 1 当社は、本サービスで用いるコンピュータの保守作業等のため、定期的又は緊急に本サービスの一時的な中断をすることができるものとします。
- 2 当社は、コンピュータの負荷状況等により、利用者による本サービスへの接続の一時的な停止又は利用回数、利用時間帯若しくは利用可能なデータ転送量等の制限をすることができるものとします。
- 3 当社は、本サービスの一時的な中断又は接続の制限により利用者に損害が生じても、利用者に対し、一切の責任を負いません。

## 第9条（本サービスの変更）

- 1 当社は、利用者の承諾を得ることなく、いつでも本サービスの内容の変更（サービスの追加又は一部のサービスの終了を含みます。次項も同じ）をすることができるものとします。
- 2 当社は、本サービスの内容の変更をしたことにより利用者に損害が生じても、利用者に対し、一切の責任を負いません。

## 第10条（本サービスの廃止）

- 1 当社は、当社のウェブサイトで公表又は利用者へに通知することにより、本サービスの廃止（本サービスの全ての利用者に対して全ての提供を終了することをいいます。以下同じ）をすることができるものとします。
- 2 当社は、本サービスの廃止をしたことにより利用者に損害が生じても、利用者に対し、一切の責任を負いません。

## 第 11 条（利用者に関する事項の変更）

- 1 利用者は、本サービスの利用期間内に申込書に記載した名称又は氏名、住所、電話番号等の契約情報に変更が生じた場合その他当社の求めにより通知した事項に変更が生じた場合には、当社に対し、速やかに当社の定める方法で変更の通知をしなければならないものとします。
- 2 前項の規定による通知がなかったことで利用者に損害が生じても、当社は、利用者に対し、一切の責任を負いません。

以上

-----  
(別記)

## データライセンス規定

### 第 1 条（本データを利用することができる者の範囲）

- 1 本データを利用することができる者の範囲は、次に掲げるとおりとします。
  - (1) 利用者に法人番号がある場合  
法人番号によって識別される法人又は団体の範囲内で利用することができます。
  - (2) 利用者が法人番号のない団体の場合  
利用者が民法上の組合など法人番号がない団体の場合における本データを利用することができる者の範囲は、法人番号がある場合に準じます。なお、利用者は、その範囲に疑義があるときは、当社に確認するものとし、また、当社の指示に従うものとし、また、
  - (3) 利用者が個人の場合  
利用者本人に限り利用することができます。
- 2 利用者が法人又は団体の場合は、利用者の役員及び職員のうち必要最小限の者に限り、利用者のために本データの取扱いをさせることができます。ただし、利用者は、役員又は職員（役員又は職員であった者を含みます）の行為であることを理由として、当社に対する責任を免れることはできないものとします。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、利用者は、利用者の業務において必要な場合には、本データを弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等の法律上の守秘義務を負う専門職に開示することができます。当該専門職による本データの取扱いは、利用者の役員及び職員による取扱いに準ずるものとし、その範囲内で当該専門職は第三者には該当しないものとします。

### 第 2 条（性質及び非保証）

本データは、当社のデータベース（当社が許諾を受けて利用する第三者のデータベースを含みます）を構成する情報を現状有姿のまま提供するものであり、当社は、利用者に対し、本データに関して、正確性、完全性、最新性、適時性、整合性、一意性、妥当性、有用性、目的適合性等を有することを保証せず、その他一切の品質保証をしません。

### 第 3 条（複製等の制限）

- 1 利用者は、本データの複製等を、次に掲げる範囲内で、かつ、利用者が利用するために



必要最小限の範囲内に限りすることができます。

- (1) 本サービスのウェブサイトにおいて当社が送信可能化した本データの利用者の求めに応じた自動的な送信を受けること。
  - (2) 本サービスのウェブサイトの本データのダウンロード、エクスポート等の機能がある場合は、当該機能を用いること。
  - (3) 前号の規定によりダウンロード、エクスポート等をした本データを、バックアップの目的で1つに限り複製をすること。
- 2 派生データの利用条件は、元となった本データと同一とし、利用者は、本データにおいて禁止又は制限されている行為を派生データにおいてもしてはなりません。また、本データの消去又は廃棄をしなければならない場合は、その派生データも消去又は廃棄をしなければならないとします。
  - 3 前項の規定に違反した場合、元となった本データは、利用相当損害金の支払対象になるものとします。また、第1項から第3項の規定に違反した複製等をした場合、利用者が本データを第三者に開示したものとみなして利用相当損害金を計算するものとします。
  - 4 利用者は、派生データに関して、利用契約に基づく本データを利用する権利の範囲を超えて、一切の権利主張をしてはなりません。また、利用者の役員及び職員に対し、一切の権利主張をさせてはなりません。
  - 5 前3項の規定は、利用契約の終了後においても有効に存続するものとします。

#### 第4条（禁止事項）

- 1 利用者は、本データを利用するにあたり、次に掲げる行為をしてはなりません。
  - (1) 本データを第三者に開示若しくは漏えいすること又は第三者が利用可能な状態に置くこと。なお、次に掲げる事例は、禁止される行為に含まれますが、これらに限りません。
    - ① 情報主体に開示すること。
    - ② 訴訟や許認可申請等の法的手続で用いること。
    - ③ 株式上場手続、適時開示情報、有価証券報告書等で用いること。
    - ④ 親会社、子会社その他の関連会社に開示すること。
    - ⑤ 第三者が提供するオンラインサービス（営業支援ツール、AIチャットボット及びクラウドストレージを含み、これらに限りません）において本データの利用又は保管等を行うことにより当該第三者が本データを利用可能な状態に置くこと。
  - (2) 本データの内容を口頭で他人に告げるなど間接的に開示又は漏えいすること。
  - (3) 本データが当社から提供されたという事実を第三者に開示又は漏えいすること。
  - (4) 前条の規定により許諾された範囲を超えて本データの複製等を行うこと。
  - (5) 本データを利用者の事業外の目的で利用すること。
  - (6) 本データを第三者から受託した業務のために利用すること。
  - (7) 本データを第三者に開示する文書、資料又は他のデータベース等のため（例えば、正確性を確保するための補強資料として照合するなど）に利用すること。
  - (8) 本データを次に掲げる製品、サービス、取引、手続において利用すること。
    - ① 消費者信用又は個人向けの保険
    - ② 雇用目的
    - ③ 国・地方公共団体が与える許認可等

④ アパートの賃貸、小切手の現金化、預金や取引口座の開設

- (9) AI の技術を用いたソフトウェアの実用化又は精度向上等をする過程において、学習済みモデルを生成するための学習用データとして本データを利用すること。
- (10) 本データを日本国外に持ち出すこと。また、日本国内にある本データに電気通信回線等を用いて日本国外からアクセスすること。
- (11) 本データを法令に違反する目的、公序良俗に反する目的又は第三者の権利を不当に侵害する目的で利用すること。
- (12) 利用者が使用するハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他一切の設備機器等が本データの利用に際して第三者の著作権等を侵害すること。
- (13) 前各号で規定するほか、利用者が本データを利用することにより当社の営業行為に悪影響を与え又は損害を生じさせること。

2 前項の規定は、利用契約の終了後においても有効に存続するものとします。

#### 第 5 条（安全管理措置）

利用者は、本データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の本データの安全管理のために必要かつ適切な措置を自己の責任と負担により講じなければなりません。

#### 第 6 条（個人情報保護）

- 1 利用者は、本データに含まれる個人情報の取扱いをするにあたっては、個人情報保護法を遵守しなければなりません。なお、利用者が個人情報保護法第 16 条第 2 項で定義される個人情報取扱事業者に該当しない場合でも、個人情報取扱事業者に準じて個人情報の取扱いをしなければなりません。
- 2 利用者は、法令の定めを根拠として、本データに含まれる個人情報により識別される特定の個人から、当該個人情報の開示請求若しくは当該個人情報の提供元の開示請求又はその他の権利主張を受けた場合には、その旨を直ちに当社に連絡の上、当社の指示に従うものとし、その指示が適法である限り異議を述べないものとします。

#### 第 7 条（必要な設備機器等）

- 1 利用者は、本データを利用するために必要な当社が求める基準を満たすハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他一切の設備機器等を、自己の責任と負担により用意するものとします。
- 2 利用者は、本データを利用するにあたり必要なコンピュータウイルス対策、不正アクセス対策その他一切のコンピュータセキュリティ対策を、自己の責任と負担により行うものとします。
- 3 利用者は、本データを利用するために必要なソフトウェアのインストール作業、設定作業その他これらに類する一切の作業を、自己の責任と負担により行うものとします。

#### 第 8 条（作業等の委託）

- 1 利用者は、本データの複製等、保管又はその他の作業等を第三者に委託する場合には、事前に当社の書面による承諾を得なければなりません。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が、委託先に本データの複製等、保管又はその他の作業等を委託するものではないが、本データの取扱いとは直接的な関係がない業務を委託

することによって結果的に委託先による本データの利用が可能な状態になる場合（例えば、本データが保管されている利用者のコンピュータの保守、障害対応を第三者に委託する場合等）は、当社の承諾を得ることなく当該委託をすることができます。ただし、利用者は、委託先に対し、本データを利用させてはならず、また、本データを第三者に開示させ若しくは第三者が利用可能な状態に置かせてはなりません。

#### 第9条（消去・廃棄）

- 1 利用者は、本データ又は本データを利用するための説明書等の資料を利用する必要がなくなった場合には、当社の承諾を得ることなく、その消去又は廃棄をすることができます。ただし、当社からの貸与品で返却を要するとき又は当社が理由を示して保全を求めたときは、この限りではありません。
- 2 本データが記載された書面及び本データを利用したコンピュータのハードディスク等を廃棄する場合は、利用者の責任と負担により、これを細断、溶解若しくは自家焼却又はデータ消去ソフトの使用など再利用できない状態にするものとします。
- 3 当社は、本データの利用状況を確認するため、本データの消去及び廃棄を行った利用者に対し、消去廃棄証明書の提出を求めることができ、利用者は、これに速やかに応じるものとします。
- 4 消去及び廃棄並びに消去廃棄証明書の発行に必要な費用は、利用者が負担するものとします。

以上